

令和7年度 安全管理指導者研修会 解説資料

「学校安全に関する 取組の推進について」

日時：令和7年5月1日（木）

主催：秋田県教育委員会

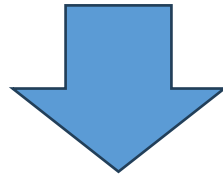
担当：保健体育課

防災教育・安全チーム

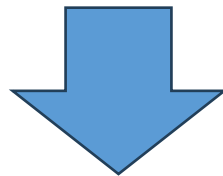
- 1 「学校事故対応に関する指針」の改訂に基づく報告について
- 2 秋田県 学校における熱中症対策ガイドラインについて
- 3 「学校安全の推進に関する有識者会議」審議のまとめについて

学校事故対応に関する指針 改訂の流れ

平成28年3月 「学校事故対応に関する指針」



令和4年3月25日 閣議決定
「第3次学校安全の推進に関する計画」



実効性を高める
ための検討

令和6年3月26日
「学校事故対応に関する指針」【改訂版】

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>



学校事故対応に関する指針【改訂版】

1. **本指針の目的・対象・構成**
2. 事故発生の未然防止
3. 事故発生に備えた事前の取組等
4. 事故発生後の対応の流れ
5. 調査の実施（基本調査・詳細調査）
6. 再発防止策の策定・実施
7. 被害児童生徒等の保護者への支援
参考資料・参考様式

学校事故対応に関する指針【改訂版】

(目的)

※ P 3 に記載

本指針は、学校の管理下における事故の未然防止を図るとともに、事故が発生した際、

- ・ 児童生徒等の**生命と健康を最優先**に迅速かつ適切な対応を行うこと
- ・ 児童生徒等に対する**心のケア**や**保護者への十分な説明**を行うこと
- ・ **再発防止**などの取組を行うこと

学校事故対応に関する指針【改訂版】

(対象)

※ P 3 に記載

本指針の対象とする「事故」は、原則として、学校管理下（本指針においては**登下校中に発生した事故もその対象に含む**）で発生した事故とする。以下に示す事案についてはそれぞれの指針に従って対応する。

- ・ 幼稚園及び認定こども園における事故
- ・ いじめの重大事案
- ・ 児童生徒等の自殺
- ・ 学校給食における食物アレルギー事故

各指針で対応

学校事故対応に関する指針【改訂版】

（１）重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用

全国の学校等で発生した重大事故をはじめ、校内等で発生したヒヤリハット事例も教職員間で共有することは、実効性ある学校安全の体制を構築する上で非常に重要である。

学 校

- 国等からの重大事故の情報（詳細調査（「5-4 詳細調査の実施」参照）等の分析を含む）や各種事故情報及び、同様の事故の未然防止のための注意喚起の通知を、教職員間で共有するとともに、校内で発生したけがや、ヒヤリハット事例についても共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる必要がある。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）のWEBサイトから閲覧できる「学校等事故事例検索データベース」や「学校等の管理下の災害」からも、事故発生の未然防止を進める上で参考となる全国の学校等で発生した重大事故の情報を入手することが可能である。

とりわけ学校内での死亡事故の死因の多数が突然死であることを周知し、児童生徒が倒れた場面を想定した訓練を計画するなど、実態に即した対応を図ることが重要である。（★）

- 学校は、あらゆる機会を活用して安全に関する教職員間の情報交換・情報の蓄積ができる仕組みを構築し、研修等により教職員の危機管理に関する資質の向上につなげる。

学校の設置者

- 日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故の情報収集に努めるとともに、国からの事故情報及び未然防止のための注意喚起の通知や、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）からの発表される事故情報等を速やかに所管の学校に周知・共有すること等により、事故の未然防止に努める。

都道府県等担当課

- 日頃から学校事故の情報収集に努めるなど、都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県等担当課は所轄の学校に対し、国からの再発防止等に関する情報も含めた学校事故の事例や傾向を提供し、必要な事故防止策等にかかる支援・助言を行うことが求められる。

○各項目に関して、それぞれの立場で取り組むべき対応を記載

学 校

学校の設置者

都道府県等担当課

学校事故対応に関する指針【改訂版】

1. 本指針の目的・対象・構成
2. 事故発生の未然防止
3. 事故発生に備えた事前の取組等
4. 事故発生後の対応の流れ
5. 調査の実施（基本調査・詳細調査）
6. 再発防止策の策定・実施
7. 被害児童生徒等の保護者への支援
8. 参考資料・参考様式

死亡見舞金の給付状況（令和5年度）

校種 死因別	保	小	中	高	高専	特高	計
突然死		5	3	3		1	12
全身打撲			1	1	3		5
窒息死 (溺死以外)	2	1	5	1			9
溺死				1			1
頭部外傷		1	4			1	6
内臓損傷			1	1			2
熱中症			1				1
計	2	8	15	6	3	2	36



学校事故対応に関する指針【改訂版】

子どもが急に倒れた場合、どのような対応が必要になりますか？

- ・倒れた子どもの手当て（生命と健康）
- ・119番通報
- ・救急車の誘導と救急車への帯同
- ・他の子どもたちへの対応
- ・管理職への報告
- ・保護者への連絡
- ・学校の設置者への報告 などなど

瞬時の判断・対応が求められる！

学校事故対応に関する指針【改訂版】

4-1 事故発生直後の取組 (1) 応急手当の実施 P14

- 救急車を手配するための119番は通報者を限定する必要がなく、例えば「原則として管理職が119番通報を行う」といった取扱いとなっている場合には、その取扱いを見直すことも検討すべきであり、**第一発見者をはじめ誰でも即座に通報できるようにする。**
- 119番通報は傷病者の状況を伝え通信指令員からの口頭指導を受けるため事故現場から直ちに行う。その際電話を切らずに、**スピーカー機能があれば切り替え**、両手を自由にして心肺蘇生を行うとともに、通信指令員の指示を応援のメンバーと共有しながら対処する。そのため、複数の教職員等で対応することが必要である。

学校事故対応に関する指針【改訂版】

4 事故発生後の対応の流れ（P14～）

4-2 初期対応時（事故発生直後から1週間程度）

・
・
・

(3) 学校の設置者等への報告, 支援要請

(4) 国への一報（県から文科へ）

(5) 基本調査の実施

・
・
・

学校事故対応に関する指針【改訂版】

(3) 学校の設置者等への報告、支援要請

- ・全ての「学校の管理下において発生した死亡事故」
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着, ICUに入る等)の場合や, 身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

学校事故対応に関する指針【改訂版】

(5) 基本調査の実施

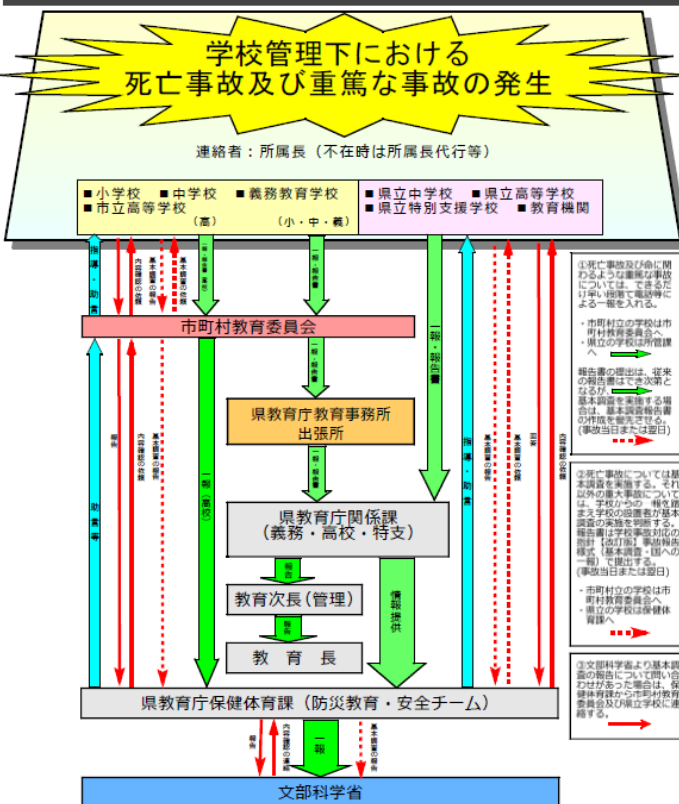
- ・全ての「学校の管理下において発生した死亡事故」
- ・被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した「治療に要する期間が30日以上
の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着, ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)
- ※ 学校からの報告を踏まえ、**学校の設置者**が判断する。
- ※ 基本調査は、事実関係を整理するためのもの。

学校事故対応に関する指針【改訂版】

学校事故報告の流れ

別添

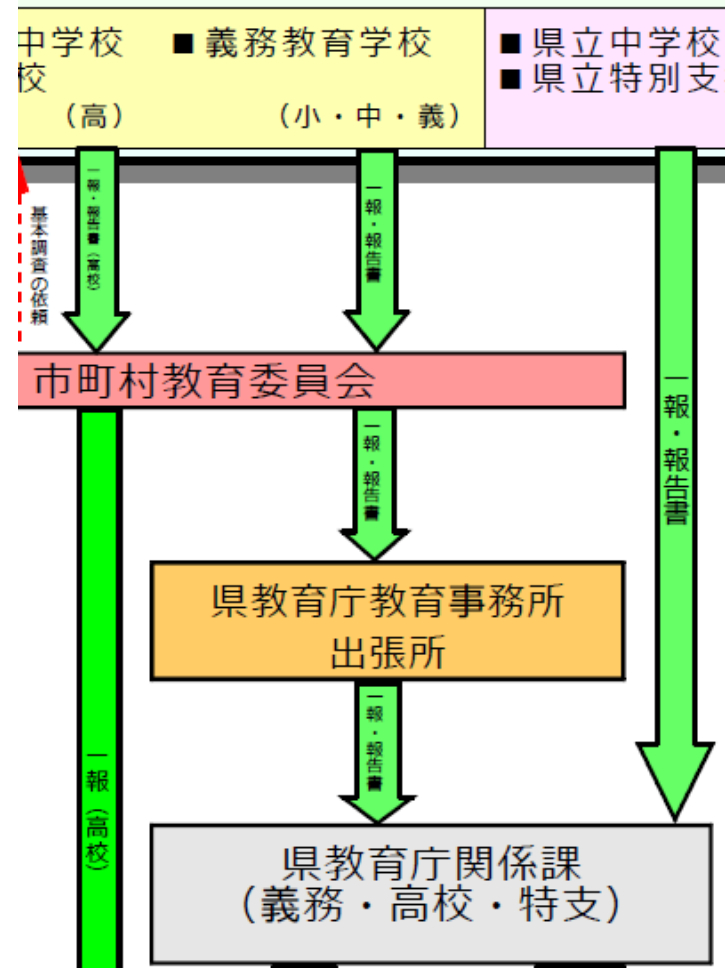
「学校管理下における死亡事故及び重篤な事故」発生時の報告系統図



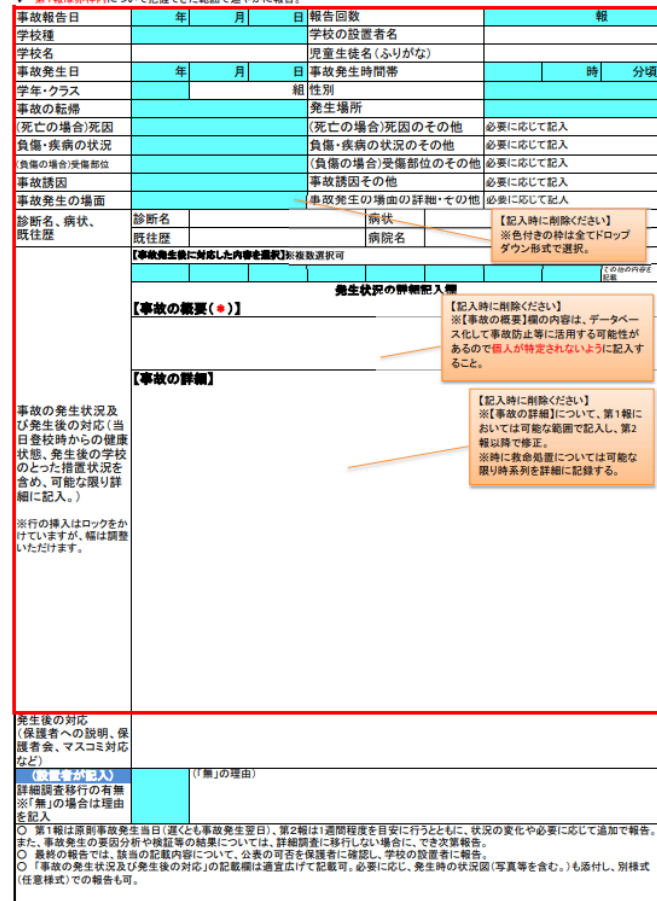
【表記について】

- 従来の事故報告書の提出や一報についての対応
- 基本調査実施の依頼や報告書の提出についての対応
- 国からの聞き取りがあった場合の対応
- 関係学校等から、当該市町村教育委員会や県教育委員会に見解や助言を求められた場合の対応

① 従来の一報と報告書



基本調査の事故報告様式



学校事故対応に関する指針【改訂版】

基本調査の事故報告様式

事故報告様式(基本調査・国への一報)

- ✓ **※のある項目**は、データベース化して事故防止等に活用する可能性があるため個人が特定されないように記入すること。
- ✓ **第1報は赤枠内**について把握できた範囲で速やかに報告。

事故報告日	年	月	日	報告回数	報	
学校種				学校の設置者名		
学校名				児童生徒名(ふりがな)		
事故発生日	年	月	日	事故発生時間帯	時	分頃
学年・クラス	組			性別		
事故の転帰				発生場所		
(死亡の場合)死因				死亡の場合死因のその他	必要に応じて記入	
負傷・疾病の状況	突然死			負傷・疾病の状況のその他	必要に応じて記入	
(負傷の場合)受傷部位	頭部外傷			(負傷の場合)受傷部位のその他	必要に応じて記入	
事故誘因	溺死			事故誘因その他	必要に応じて記入	
事故発生の場面	頭椎損傷			事故発生の場面の詳細・その他	必要に応じて記入	
診断名、病状、既往歴	窒息死			病状	【記入時に削除ください】	
	熱中症			病院名	※色付きの枠は全てドロップダウン形式で選択。	
	その他			複数選択可		
その他の内容を記載						
発生状況の詳細記入欄						
【事故の概要(※)】						
【記入時に削除ください】 ※【事故の概要】欄の内容は、データベース化して事故防止等に活用する可能性があるため個人が特定されないように記入すること。						
【事故の詳細】						

学校事故対応に関する指針【改訂版】

基本調査の事故報告様式

【事故の再発防止に資する要因分析】		
該当する部分を記載。詳細調査に移行する場合は記載不要		
事故防止のための 事前の安全管理、研 修、安全教育の実施 (※)	発生した事故等に係る危機 管理マニュアルへの記載 (指導計画の作成等)の有 無	(具体的な内容)
	事故予防に関する教 職員研修等の実施 の有無	(具体的な内容)
	児童生徒等に対する 安全教育の実施の 有無	(具体的な内容)
	改善策	
使用する施設や器具 の安全確認 (※)	使用前の安全点検	(具体的な内容)
	改善策	

【記入時に削除ください】
 ※2ページ目の内容は、データベ
 ス化して事故防止等に活用する可
 能性があるので個人が特定されな
 いように記入すること。

- 1 「学校事故対応に関する指針」の改訂に基づく報告について
- 2 秋田県 学校における熱中症対策ガイドラインについて
- 3 「学校安全の推進に関する有識者会議」審議のまとめについて

秋田県 学校における熱中症ガイドライン

目次

1 熱中症について

- (1) 熱中症のメカニズム
- (2) 熱中症を引き起こす要因
- (3) 熱中症の症状と重症度分類
- (4) 暑さ指数(WBGT)とは

2 熱中症の予防措置

- (1) 熱中症予防の原則
- (2) 基本的な予防措置
- (3) 熱中症予防情報の活用
- (4) 暑さ指数(WBGT)を用いた活動判断
- (5) 屋外日向の暑さ指数計の使い方
- (6) チェックリストでの確認
- (7) 運動前の体調チェック(例)

3 熱中症発生時の対応

- (1) 重症度の判断と事前の準備
- (2) 熱中症対応の例
- (3) 校内緊急連絡体制の例
- (4) 発症時状況伝達様式(例)

4 参考文献

秋田県 学校における熱中症対策ガイドライン

秋田県教育委員会

令和7年〇月〇日作成

秋田県 学校における熱中症ガイドライン

Ⅰ 熱中症について (3) 熱中症の症状と重症度分類

重症度	症 状
I 度 軽症	めまい、立ちくらみ 生あくび、大量の発汗 筋肉痛 筋肉の硬直（こむら返り）
II 度 中等症	頭痛、吐き気 体がだるい（倦怠感） 虚脱感 集中力や判断力の低下
III 度 重症	意識がない、けいれん 高い体温 応答が鈍い まっすぐ歩けない 走れない



重症度	症 状
I 度 軽症	めまい、立ちくらみ 生あくび、大量の発汗 筋肉痛 筋肉の硬直（こむら返り）
II 度 軽症	頭痛、吐き気 体がだるい（倦怠感） 虚脱感 集中力や判断力の低下
III 度 重症	意識がない、けいれん 高い体温 応答が鈍い まっすぐ歩けない 走れない
IV 度 重症	※深部体温が40度以上

（一社）日本救急医学会「熱中症診療ガイドライン」を
もとに作成（左：2015版／右：2024版）

秋田県 学校における熱中症ガイドライン

2 熱中症の予防措置		4
（1）熱中症予防の原則		4
（2）基本的な予防措置		5
（3）熱中症予防情報の活用		6
（4）暑さ指数（WBGT）を用いた活動判断		7
（5）屋外日向の暑さ指数計の使い方		8
（6）チェックリストでの確認		10
（7）運動前の体調チェック（例）		12

秋田県 学校における熱中症ガイドライン

2 熱中症の予防措置 (2) 基本的な予防措置

- ① 教職員への啓発
熱中症予防についてのマニュアルを作成し、全教職員で共通理解を図る。
- ② 児童生徒等への指導
学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
- ③ 各学校施設の実情に応じた対策
普通教室や特別教室、体育館等、場所により空調の整備状況や風通し等に差があることも考慮し、対策を講じる。
- ④ 体調不良を受け入れる雰囲気作り
気兼ねなく体調が悪いことを言えたり、仲間の体調変化に気付き、知らせたりすることができる環境を整える。
- ⑤ 情報収集と共有
情報収集の手段及び全教職員への伝達方法を整備する。

秋田県 学校における熱中症ガイドライン

2 熱中症の予防措置 (2) 基本的な予防措置

⑥ 暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動指針の設定
暑さ指数ごとの運動・行動指針を定めておく。

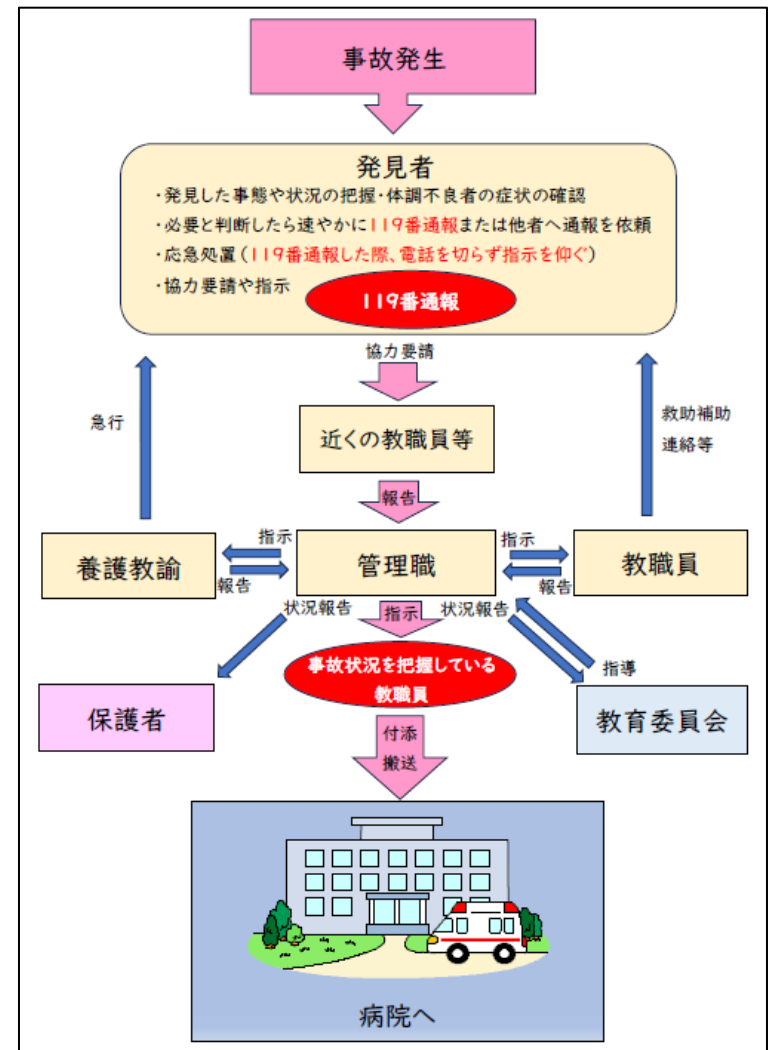
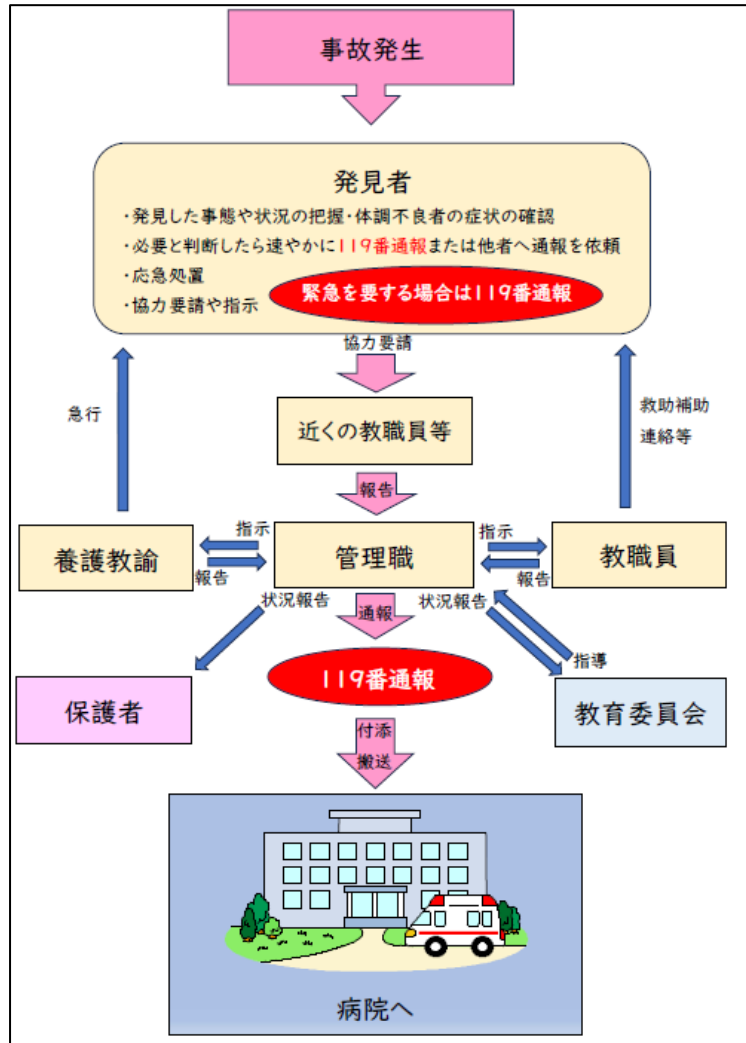
⑦ 暑さ指数(WBGT)の把握と共有
暑さ指数の測定場所、測定のタイミング、記録及び伝達などの体制を整えておく。
また、暑さ指数の情報は児童生徒等も含め**学校全体で共有**する。

⑧ 日々の熱中症対策のための体制整備
設定した指針に基づき、運動や各種行事の**内容変更や中止・延期を、誰がどのタイミングで判断し、どう伝達するかなどの体制を整備**する。

⑨ 保護者等への情報提供
熱中症対策に係る保護者等の理解醸成のため、暑さ指数(WBGT)に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート発表時の対応も保護者等と共有しておく。

秋田県 学校における熱中症ガイドライン

3 熱中症発生時の対応 (3) 校内救急連絡体制の例(フロー図)



秋田県 学校における熱中症ガイドライン

参考文献

- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）
https://www.mext.go.jp/content/20240501-mxt_kyousei01-000035780_10.pdf



- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf>



- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>



秋田県 学校における熱中症ガイドライン

危機管理マニュアルへの記載（令和5年度実績）

	危機管理マニュアルへ盛り込んでいる学校安全の内容																				
	小学校			中学校			義務教育学校			高等学校			特別支援学校			幼稚園等			全体		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
生活安全	96.6%	97.7%	98.8%	100.0%	98.1%	99.0%	—	—	100.0%	93.6%	94.1%	93.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.5%	97.5%	98.0%
災害安全	99.4%	100.0%	98.8%	100.0%	99.0%	98.0%	—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	99.4%	99.7%	98.9%
交通安全	89.7%	83.9%	90.7%	93.6%	81.6%	81.2%	—	—	100.0%	76.6%	72.5%	79.2%	42.9%	42.9%	50.0%	75.0%	75.0%	81.8%	86.8%	79.7%	84.5%
SNSを含むインターネット上の犯罪被害	38.9%	37.9%	48.8%	56.0%	54.4%	60.4%	—	—	33.3%	38.3%	31.4%	47.9%	28.6%	21.4%	35.7%	0.0%	0.0%	9.1%	42.3%	39.8%	50.1%
熱中症	52.6%	51.1%	71.5%	63.3%	63.1%	74.3%	—	—	100.0%	66.0%	52.9%	83.3%	28.6%	50.0%	71.4%	0.0%	58.3%	36.4%	54.9%	55.1%	73.1%
野生鳥獣対策(クマ被害防止対策等)	—	—	68.0%	—	—	61.4%	—	—	100.0%	—	—	81.3%	—	—	100.0%	—	—	36.4%	—	—	68.5%
いずれも作成していない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	—	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

令和6年度「秋田県学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（教育庁保健体育課）

- 1 「学校事故対応に関する指針」の改訂に基づく報告について
- 2 秋田県 学校における熱中症対策ガイドラインについて
- 3 「学校安全の推進に関する有識者会議」審議のまとめについて

「学校安全の推進に関する有識者会議」 審議のまとめについて

「学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校作りに向けて～」審議のまとめの解説動画（15分程度）

<https://youtu.be/y2GhRoD20rE>



- 1 「学校事故対応に関する指針」の改訂に基づく報告について
- 2 秋田県 学校における熱中症対策ガイドラインについて
- 3 「学校安全の推進に関する有識者会議」審議のまとめについて